



いいねて 議会だより

平成27年6月定例会
No.
67
2015.8.5

発行：福島県飯舘村議会
編集：議会広報編集特別委員会



相馬仮設のお花見事業 「須賀川ぼたん園」にて

議案審議「ザ・議論」	2
一般質問「村政 ここが聞きたい？」	3～9
審議結果	10
事故災害対策特別委員会報告	11
議会のうごき、編集後記	12

議案審議

ザ・議論

6月議会では補正予算案4件、条例案件5件、人事案件1件、議員発議3件が審議されました。

その議論の一部を紹介します。

補正予算

きこりの現状と再開時期は

質問 きこりの修繕管理業務の委託料がマイナスになっているが、

きこり全体の現状と再開時期、営業内容を伺う。

答弁 きこりのオープンについては、3月を目途に工事を進めたい。イオラ、風呂が中心になって、整備をする。修繕工事は、宿泊棟、研修棟、コテージを含めて、ほぼ全館の修繕を予定している。

質問 いやしの宿を継続していただきたいとの声が多く、きこりを利用する人が少ないのではないか。

答弁 いやしの宿は、かなり老朽化が進んでおりところどころコンクリートが落ちている。安全安心という部分からすれば、シフトをチェ

ンジして村のきこりの風呂、イオラを利用いただきコミュニティを深めていただきたい。

地区集会所建設費の補助金は

質問 これから帰村に向けて各行政区の集会所が建設や補修がされるようであるが、補助金の内容について伺う。

答弁 今回関根・松塚地区集会所の新築工事があり、4千267万6千円の総事業費であり、そのうちの半分ということで2分1の補助である。これから戻った時に前の人数ではないので、地区集会所は要になるため、半分を組み立てさせている。



▲きこりの現地調査(総務文教常任委員会)

営農再開支援事業の作業内容は

質問 3万5千円の積み重ね方式の作業内容をどのように組み込んでいるのか。

答弁 除草あるいは簡単な耕起等で圃場の管理をしていたくことになるが、今年度除染が完了する面積の2割程度になる見込みである。

鳥獣被害対策実施隊の補助金は

質問 鳥獣被害対策の補助金の内容について伺う。

答弁 有害鳥獣の捕獲報酬であるが、今までの村の方では猪については1万円、猿については2万円であった。近隣市町での差があるため、今般猪を2万円、猿を3万円に上げるような方策とした。

センター地区の調整池の工事内容は

質問 センター地区の調整池の回復工事はどのような機能が喪失されてどのような回復工事をするのか。

答弁 場所は役場の前のスポーツ公園の北側にある調整池で、昨年10月に調整池に流れ込む道路の側溝から調整池に流れ込む縦どいが崩壊しているのを発見した。

工事の内容は、その縦どいの修理である。縦どいの新設32m、のり面を切り直して安定勾配にする作業、プラスチックの軽量のり枠工ということで表面保護、これらの工事を併せて、今回、国の生活環境整備事業の申請を行っている。

村政

ここが
ききたい？

一般質問 Q&A



質 森林除染の実施を国に求めよ

答 里山再生事業を国に強く求める

質問

徹底した除染こそが産業振興の基本となるが、森林除染の実施について、村は環境省とどのような交渉をしているのか進捗を伺うとともに、今後の国への要請行動について伺う。

答弁

村は、除染の徹底が本村復興の一丁目一番地と位置付け、議会とともに環境省はじめ関係省庁、国会議員などに対し繰り返し森

林除染を訴えてきた。

現在の森林除染は、宅地及び農地の林縁部から20メートルまでと、日常的に利用される一部の範囲に限られ、森林の完全除染という私どもの主張は受け入れられていない状況であり、今後とも議会とともに森林、特に里山周辺の除染を国に強く求めていく考えである。

質問

森林の除染なくして、農林業を中心と



佐藤 長平 議員

した産業振興は図れない。河川とため池の上流域が山林除染であり、林業振興の基本でもあるが、徹底した上流域除染なくして農林業振興はあり得ないと思うが、所見を伺う。

答弁

村では、平成28年度までの期間で農地除染が行われているが、農地の水源である森林はもとよりこれに続く河川等の除染計画は示されていない。これからについては、多くの村民から営農再開に向けての懸念が寄せられており、村としても林業再開、営農再開に向けては上流域、特に里山周辺の除染は不可欠のものと考えている。

質問

林業の振興は、森林の再生事業と併せて20年、30年周期の森林除染事業としなければ、山林の荒廃を招いてしまう。飯館村の7

割を超える山林資源を除染と間伐をとおして保全し、間伐発生材の木質バイオマス事業の展開等、新しい産業の振興を興さなければならぬと思うが、所見を伺う。

答弁

村では徹底した除染を国に求めて行くが、その一方でなかなか進展が見えない現実にも対応していかなければならない。すなわち、森林の再生機能として里山の保全管理を村の産業振興、あるい

は高齢者等の雇用策として実施する方策もあると考え、里山の除染を里山再生事業として国による交付金事業で実施できないか交渉している。

木質バイオマス事業については、事業活動から排出される放射性物質の処分先の課題である。中間貯蔵施設の稼働時期が決まっている中で、一時保管などの問題が解決されることが要件である。



▲森林の除染はどうなるのか？



佐藤 八郎 議員

**質 完全除染・完全賠償を
求めるのは当然でしょう**

**答 村民の為に除染・健康について
求めている**

質問 村民に寄り添う
としているが、実態と
しては、政策発表のあ
り方が、村長一人によ
るもので、村民の為に
はなっていない。発表
に当たってのまとめ方と
考え方を伺う。

答弁 村復興計画第5
版は4つの村民部会を
組織し、村民との議論、
意見交換をしてきた。
今後も、村民との意見

交換を深めたいと考え
ている。

質問 帰村にむけた発
表なのに、議会・区長
会・自治会などへの話
もなく、まっすぐ新聞
発表となっているが、
核機関の位置付けをど
う考えているのか。

答弁 各機関は重要組
織であると認識してい
る。今後も連携を密に
していきます。

質問 村民の健康を最
優先とするための、村
独自の検査体制実施と
しているが、何が独自
で国・県・村あげて、
村民の健康を守るため
に実施し、これからは
どう取り組むのか。

答弁 甲状腺検査と内
部被ばく検査は県が主
体的に実施してますが
村もホールボディカウ
ンターを購入し検査実
施、甲状腺検査では、
県が実施しない年度に
実施。県は白血球分画
の検査を実施している。
長期にわたり継続して
検査できる体制を維持
します。

**公平性の点から
「原子力損害賠償紛争
審査会」で問題なし**

質問 村民は何も非は
ありません。(1000
対0)。村長が村民代
表ならば、被害受けた
村民への賠償を確実に
進めるべきであります。

村長のめざす完全賠償
とは何か。

答弁 原発事故がな
かったら受けなかった
損害を、可能な限り賠
償させることであると
認識している。

質問 村民の70%の
方々が賠償に不満とし
て、ADR裁判など要
求しているが、村とし
てはどう支援するのか。

答弁 村民が要求する
のは当然の権利であり
否定はしませんが、村
として紛争審査会の基
準を超えて損害賠償を
求める考えはありません。

質問 村長の言動は、
加害者代理人だと考え
る村民が多数ある。誤
解を受けている要因を説
明すべきである。

答弁 村は、村民の立
場で国・東電と積極的
に交渉し、村民へも分
かりやすく説明してい
る。

質問 原発事故によっ

て放射性物質が、村内
全面積にまかれている
が「目に見えない」「臭
いもしない」ので、そ
の面積の約15%除染で
よいとしているが、帰
村することは、放射能
被ばくする生活となる
と考えるが、完全除染
をどう要求されるのか。

答弁 高い所は再度除
染とのことですので、
村として徹底した調査
と対応を求めます。森
林・河川等の除染も求
めます。全ての放射性
物質除去は難しいが、
できる限り除染するよ
う求めます。



▲放射性廃棄物



渡邊 計 議員

質 避難解除に際して綿密な調査をすべき

答 これまでどおりアンケートでやっていく

質問 村民の意思・意向を把握するため綿密な対面調査をし、帰村人数・年齢層を調べ、今後どのような行政を行っていくのか事前に考えるべきでは。

答弁 一人一人に面と向かって、帰るか帰らないか聞くのは酷であり、行政がやるべきことではないと思う。

質問 帰村してからど

のような支援が必要か。又、なぜ帰れないのか、どのようにすれば帰村するのか聞かずして行政ができるのか。村民の気持ちを把握しないで村長の思いだけで行政をやるのか。

答弁 6千人、一人一人に放射能の微妙なところに判断を求めるべきではない。ただ、アンケートはできるだけ

緻密にやっていく。

質問 お年寄りが多くなるであろう、帰村後の防犯と安否確認を兼ねた見守り隊の継続と、携帯電話の不 통화の解消について伺う。

答弁 見守り隊については、現予算では27年度で打ち切りだが、別予算でもう少し続けていきたい。不 통화域に関しては避難解除前には工事をしたい。近いうちに結論を出したい。

質問 村内で就労している人の積算線量は。

答弁 見守り隊の26年度の結果は、長泥は3日に1回、他は2日に1回の勤務で、外勤時間が1日6時間の状況でのデータです。

最大値 6.31 msv 最小値 1.52 msv 平均値 2.56 msv

商業業者は、再開事業所の屋内の事業所で、最大値 1.9 msv 最小値 0.6 msv 平均値 1.5 msv 以上です。

質問 避難解除に関する自民党案を如何に受け止めているのか。また、今後の対応は。

答弁 解除ありきの提言ではないものと認識している。国が村に解除時期について事前協議してきた場合は議会・村民と相談していきたいのである。

我々は、マイナズからゼロに向かって世代を超え、長い間汚染された土地の生活や不安と戦わなければならない。戻る戻らないにかかわらず、生活支援制度を出していただく事を要望し続けている。

質問 年間5 msvで帰そうとしているが、同数値の「放射線管理区域」をどうとらえているのか。

答弁 放射線の現場で働いている人のことと捉えています。詳しく勉強していないのでわかりません。

質問 「管理区域」とは1時間当たり0.6 μSvで、その中では物を食べた

り飲んだり休憩したり寝たりしてはいけない場所です。そんな所に帰して村民が安心・安全・健康な生活ができるのでしょうか。

答弁 それぞれ考え方、受けとり方が違うのでいろいろ総合的に考えていかなければならないと思っている。

質問 今回の除染後の線量では高くて戻れない、しかし将来は戻りたい人達をどのように守っていくのか。

答弁 2〜3年の間に村がどう替わっていく



▲見守り隊使用の線量計

のか見極めた上で、結論を出せる時間が必要と思うので長期間の補償制度を要求しに自民党本部にも行っている。

懇談会について

質問 懇談会の参加者数と戸数割の比率。又、提議された問題は。

答弁 延べ人数700人で世帯割で43%です。問題については、

1. 除染についての不信・不満・疑問

2. 復興計画に対して後年度負担と他行政区の整備

3. 住宅リフォームについて、廃棄物の処理

4. 営農再開については放射線対策の不十分

さや、風評被害の心配。

5. 学校の再開について、いつ・どこに。又、

統廃合や子どもの教育環境。

以上5点について多く出された。



菅野 新一 議員

質 除染について

答 村の復興には放射線の低下は不可欠

質問 完全除染が生き残れる、そして復旧、復興ができる大前提であり線量低下が見られない除染などは意味がないと考えるが、伺う。

答弁 ご質問のとおり

これからの村の復旧、復興にあたっては、除染による放射線量の低下が不可欠のものと考えている。放射線量が出来るだけ低減するよう、国へ徹底した除染

を求めている。

村が施工した須萱地区では宅地、農地、森林の全体の平均で除染前、時間当たり0.75マイクロシーベルトが除染後毎時0.36マイクロシーベルトになり52%の低減率である。ホットスポットも含め今後も国に対し、徹底した除染を求めたいと考えている。

森林の再生について

質問 山美しく水清らかなその名も飯館わがふるさとよ。村民歌の歌詞のとおり村でなければならぬ。森林の除染はしない、里山除染もしない、ため池もしない、それでは日本一きれいな村には戻れませんが、森林の再生について伺う。

答弁 現在、環境省で行われている除染計画では、森林除染は宅地及び農地の境界から20mまでの範囲と、里山の一部に限られており、多くの山林は除染の対象外となっている。村では、中山間地に所在する村の特性や、農林業が村の基幹産業であり、森林の除染が必須であることを強く国に訴えてきたが、今日まで国には受け入れてもらえない状況である。村では里山

の再生、保全に自ら取り組みむとの新たな提案を行い、継続的な経費の負担を国に求めているが、明確な回答がない状況である。林業の再開は村の産業全体の復興の大きな比重を占めている。今後とも里山の除染と保全管理が村の産業として取り組んでいけるよう強く要望していく。

避難解除時期の考え方について

質問 除染の遅れと除染を実施しても、高線量の場所が多く健康に對して多くの不安が考えられるので、平成29年度以降と考えられるが伺う。

答弁 高線量の場所、いわゆるホットスポットの再除染については国としても実施することとしているが、村民の帰村にあたっては多くの判断材料となるの

村に戻れない、戻らない人への支援は

質問 戻れない人、戻らない人も村民であり、二地域居住の人達に對して、税の優遇など、そして健康面や福祉分野での支援、又避難先での村外で孤立して子育てする世代に對して、どのような支援があるのか村として考えを伺う。

答弁 出来る限りの支援をしていきたいと考えているが「税の優遇」など地方税法に基づく

で、村民の除染に対する不安を取り除くためにも、今後も国に強く要望していきます。避難解除の時期については、一日も早い帰村を望んでいる方のことも考えると早くても平成28年3月、遅くとも平成29年3月までの時期を検討したいと考えています。

ものや法律、制度による自治体の裁量権の及ばない事項については特別な支援は難しいものと考えている。健康分野での支援については、災害救助法等が延長される限り総合健診の無料化など、現在と同様の支援をしていきます。子育て支援についても「子育て支援センターすくすく」を核として村の子育て世代が孤立することのないよう支援を継続していきます。すぐには戻れない子ども達についても、今まで同様の情報提供と各種イベント等に参加できるよう配慮していきます。



伊東 利 議員

【質問】 期間だけに問われる除染でなく安全・安心のできる除染に

【答】 国が示すガイドラインで適正な除染を要求する

除染について

質問 除染の進捗は目標どおり進んでいるのか、さらに期間だけにとらわれる除染でなく安全・安心が確保できる除染になっているか伺う。

答弁 14行政区の建物・宅地、そこに隣接する農地とその周辺の

森林除染については、概ね6月末に完了できると報告受けた。平成28年度末まで完了予定の農地・森林・道路などについては目標どおり完了する予定であるが、本年4月から「地力回復工事」が新たに加わったことにより、一部の田畑や牧草地などでは、29年度以降に

延びるところもあるのではないかとのことです。

「期間だけに問われる除染」については、除染工期を守るために除染作業が手抜き、不十分な除染にならないよう国が示した、除染計画どおり進むように、さらに徹底した除染を求めています。

質問 除染作業が業者間に大きな差があるのではないか、住民が不安を抱いているので伺う。

答弁 国が示すガイドラインに基づいて実施されているので、除染作業が業者間で差が出るとは考えていませんし、国に対しても差が出ないよう求めています。しかしながら住民から不安の声が寄せられているのも事実である。除染工事作業指示が末端作業員まできちんと伝達できる体制の

強化と除染作業の質の向上確保、施行管理の徹底を強く求め、不公平にならないよう適正な除染を要求していきます。

復興住宅について

質問 川俣町に建設が予定されているが見通しについて伺う

答弁 川俣地区壁沢地区に木造2戸1棟で計80戸計画で県が建設を始めており、計画では今年の秋から入居募集を行い、平成28年12月頃までの入居開始を予定しております。このうち、飯館村民のみが応募可能な戸数は今のところ60戸あります。今後とも、村民の希望に寄り添えるよう県に早期入居にむけ要請していきます。

健康増進活動施設について

質問

住民の交流と村外的な交流にもつながり、更に健康増進活動に重要であるパークゴルフ場の設置（公認コース）を明確にすべきと思うが所見を伺う。

答弁 健康増進活動のための施設について

は、拠点エリアの中に計画している多目的広場において整備を検討中であります。パークゴルフ場公認コース設置については、拠点エリアCゾーンの整備計画に盛り込んでいきたいと思います。



▲健診結果説明会の様子



高野 孝一 議員

**質 村の避難指示解除の時期の
考え方は**

答 平成28年3月が最短であり、
29年3月が最長である

質問 自民党の東日本大震災復興加速化本部は、平成29年3月までに「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」の指定を解除する方針を政府へ提言する旨の報道発表があった。この提言が閣議決定した場合、村として避難解除の時期をどのようにとらえるのか伺う。

答弁 解除の時期については、政府の決定を待つことになるが、村としての帰村時期に対する考えは、平成28年3月が最短であり、平成29年3月が最長である。

帰還困難区域である長泥行政区は、村内で唯一バリケードが設置され、除染もほとんどされておらず、計画も

ない。

そのうえ片付けごみや家屋の解体事業も対象外である。財物賠償は初めから6分の6、精神的賠償も同様であり、これを超えての避難指示継続は国として行わないのではないか。

帰村に向けたインフラなどの環境整備は

質問 帰村に向けた環境整備を早急に整備し

なければならぬ中でインフラ、住宅はもとより買ひ物をする場所、医療、介護施設、働く場所や行政サービス機能をどのように高めていくのか見解を伺う。

答弁 住宅に関しては県の復興住宅をはじめ既存の村営住宅のリフォーム、建替えのほか、拠点エリアへ村営住宅を建設する。買ひ物をする場所については、当面仮設の

コンビニを誘致し、将来的には、村内商店の再開、村の復興拠点において村民の方々が中心となって買ひ物ができるような店舗開設につなげていきたい。

医療については「いいいたてクリニック」の再開は、すでに協議済である。

介護施設については「いいいたてホーム」が介護職員の不足から入所定員の半分以下となっており、介護職員の確保が当面の課題である。

働く場所は、村内企業への就業を求めている。

また、復興拠点整備の花井栽培施設においても何人かの雇用が見込めるよう協議中である。

行政サービスについては、平成28年度の早い時期に、役場機能のほとんどを村に戻すこ



▲盛り土が始まった深谷拠点整備地区

**教育施設の耐震診断
はどのようになっているのか。**

質問 耐震改修の当村の現状と今後の計画について伺う。

答弁 本村の学校教育施設は、草野小学校を除く全ての施設は、昭和56年の新耐震基準を

**帰村に向けた利用
計画について**

質問 帰村に向けて、保育園、幼稚園、小学校、中学校の今後の利用計画はどのようになっているのか。

答弁 今年度、公共施設利用検討委員会(案)を設置し、学校施設を含めた帰村後の公共施設の活用について、検討を進める。

また、今年度は、帰村に向けて各学校施設の清掃を進めるとともに震災での直接的被害や昭和50年代の体育館などの傷みを把握し、必要な修繕をおこなう。



松下 義喜 議員

質 避難指示解除について

答 少しでも村民にとって有利な条件で避難指示解除ができるよう取り組む

質問 どのような状況で、避難指示解除をうけるか伺う。

答弁 一つは、空間線量率が年間20ミリシーベルトであること。

二つ目は、インフラや生活関連サービスの概ねの復旧と、子どもの生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗。

三つ目は、県・市町村・住民の方々との協議、議会・村民と話し合いを十分行う。

復興について帰村前・帰村後の対応は

質問 インフラ整備について

答弁 郵便や宅配、携帯電話の不通話対策やテレビの難視聴対策、

消防・防災についても関係機関と連携し、体制を整える。

質問 営農再開について、また、再開支援事業3万5千円で再開できるのか。

答弁 農業復興組合を設立し、団体、個人を中心に営農再開を目指す支援事業は、本格的な営農を再開するまでのつなぎの事業。

質問 林業・商業の再開について

答弁 里山の除染が必要引き続き要求する。商業は、日用品の購入先として、当面、仮設のコンビニエンスストアを誘致し、対応しながら、将来は村内商店の再開、または村内拠点の店舗開設につなげる。

質問 住宅問題について

答弁 県営の復興住宅が福島市、川俣町、南相馬市に建設予定。村

営住宅のリフォーム、建て替え、拠点エリアへの村営住宅建設等で住宅確保を進める他に個人の住宅をリフォームの廃棄物処理にも支援していきたい。

質問 生活支援について

答弁 生活インフラの整備、交通弱者への交通手段の確保、地域お助けあい事業の再構築、医療、介護はあずま脳神経外科のご協力でいいたてクリニックを再開、介護は住宅介護ができるよう、人材を確保しながら体制を整備する。



▲営農再開に向けての作業

審議結果

6月議会では下記の議案12件が審議されました。
すべて全員賛成原案通り可決されました。

議題は下記のとおりです。

- 平成27年度飯舘村一般会計補正予算(第2号)
- 平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 平成27年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 飯舘村帰還環境整備交付金基金条例
- 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 福島第一原発事故に係る避難指示解除及び賠償に関する意見書(案)
- 安全保障体制の見直しについて慎重審議を行うよう求める意見書(案)
- マイナンバー制度に関する意見書(案)



▲予算化されたセンター地区調整池の工事予定場所

東京電力福島第一原子力発電所

事故災害対策特別委員会報告

第32回特別委員会

平成27年6月29日

原子力からの復興、再生に向けての対策会議。国からの出席者、後藤収（内閣府原子力災害現地対策本部副本部長）他5名、環境省職員5名

一、避難指示の解除と帰還に向けた取り組みを拡充する。

（一）帰還に向けた安全・安心対策

（二）復興の動きと連携した徐染の推進等

（三）福島再生加速化交付金を活用した帰還支援の着実な実施

（四）避難指示解除の見通しの提示とそれに向けた環境整備の加速

（五）帰還のための必要十分な賠償の実施

（六）避難指示等が解除された地域や避難住民を受け入れている地域への充分な対応

二、新たな生活の開始

に向けた取組等を拡充。

（一）避難指示区域の中長期・広域の将来像。

（二）復興拠点の整備。

（三）帰還困難区域の今後の取り扱いの対応。

（四）住居確保損害賠償・精神的損害の一括賠償の円滑な支払い。

三、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取り組みを拡充する。

（一）自立支援策を実施する新たな主体の創設。

（二）事業・生業の再建・自立、生活再建の為の取り組みの充実。

（三）営農損害・風評被害への賠償等に関する新たな対応。

四、事故収束（廃炉・汚染水対策）に万全を期す

（一）予防的・重層的な汚染水対策をはじめとする敷地内のリスク低減。

（二）中長期的な廃炉を支

える環境整備・体制強化。

（三）徹底した情報公開を通じて社会の理解促進及び信頼関係強化。

以上の内容について

一つ一つ慎重に意見を交換し避難解除に向けて、環境整備を十分に整えていけるか今後

も協議を続けて行くこととし今回の特別委員会を終了。



▲7月9日復興庁・高木副大臣への要望書提出の様子

議会の主な動き(4～6月)

《4月》

いいたてホーム

7日

・議会全員協議会

16日

・広報編集特別委員会

21日

・議会運営委員会

・第3回議会臨時会

・特別委員会(相双教育事務所)

28日

・総務文教常任委員会
所管事務調査(蕨平・小宮仮設焼却炉、草野小学校、きこり)

《5月》

7日

・相馬地方市町村議会
議長会会議(議長)

20日

・町村議会広報研修会
(広報委員)

22日

・産業厚生常任委員会
所管事務調査
(伊達市仮設焼却炉、特別養護老人ホーム)

28日

・議会運営委員会

・議会全員協議会

・第4回議会臨時会

《6月》

4日

・議会運営委員会

5日・6日

・県議定会定期総会及び相馬地方議長会

9日

・議会全員協議会
・第5回議会定例会

(16日まで)

11日・12日

・一般質問

12日

・全員協議会

16日

・議案審議

17日

・復興対策特別特別委員会

29日

・復興対策特別委員会

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る避難指示解除及び賠償に関する要求・要望書

東京電力株式会社
代表取締役社長
広瀬 直己 様

原子力発電所を全
基廃炉すること

1. 難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度の仕組みをつくること

経済産業大臣
宮沢 洋一 様

2. 避難解除後、村民の農林業・商工業等の生業が原発事故前の所得に回復するまでの間、差額を補償するなど

農林水産大臣
林 芳正 様

3. 山林除染の対応について、東京電力株式会社

復興大臣
竹下 亘 様

4. 汚染水対策の強化と情報公開の徹底を図ること

環境大臣
望月 義夫 様

5. 東京電力福島第二

衆議院議員
亀岡 偉民 様

1. 森林除染・再生の早期実施と、併せて下流域(河川・ため池)除染の完全実施を図ること

避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

2. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

3. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

4. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

5. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

6. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

7. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

8. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

9. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

10. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを

11. 避難解除後、村民の生活不安が生じないよう賠償から生活支援制度的な仕組みを



▲東京電力にて



▲経済産業省にて

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。

まもなく暦の上では立秋(8月8日)になりますが、残暑が厳しさが増す中、熱中症などにならないように注意され、お体を御自愛下さい。

皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

今後、除染関係の運搬車両が増大します。一時帰村の際は、交通事故に十分ご注意下さい。

発行責任者

議長 大谷 友孝

編集

広報編集特別委員会

委員長 飯樋善二郎

副委員長 渡邊 計

委員 松下 義喜

〃 北原 経

〃 菅野 新一

〃 高野 孝一